

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の回送運行の許可及び許可証の交付
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第73条第2項
- ③ 手続対象者 : 自動車の回送を業とする者
- ④ 提出時期 : なし

④ 提出方法

回送運行許可 : 道路運送車両法施行規則第26条第1項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類（同条第2項の書面等）を添付して、自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸局（以下「運輸局」という。）に提出することとなっています。

回送運行許可証の交付 : 同規則第26条の3第1項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類（同条第2項の書面等）を添付して、自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）に提出することとなっています。

なお、詳細については、運輸局又は運輸支局にご確認願います。

- ⑥ 手数料 : 許可証の交付については以下のとおり。
- 1枚につき次に掲げる金額
- |                     |         |
|---------------------|---------|
| ・有効期間が1月以内の許可証      | 2,500円  |
| ・有効期間が1月を超え2月以内の許可証 | 4,000円  |
| ・有効期間が2月を超え3月以内の許可証 | 6,000円  |
| ・有効期間が3月を超え4月以内の許可証 | 8,200円  |
| ・有効期間が4月を超え5月以内の許可証 | 10,200円 |
| ・有効期間が5月を超え6月以内の許可証 | 12,300円 |

⑦ 添付書類・部数 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。

⑧ 申請書様式 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。

⑨ 記載要領・記載例 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。

### 2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸局又は運輸支局  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸局又は運輸支局

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸局又は運輸支局にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)